

(案)

第2次平川市ごみ処理基本計画

令和3年（2021年）3月策定

令和8年（2026年）3月改定

平 川 市

目次

第1章 ごみ処理基本計画	1
1 計画改定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間・目標年次	1
第2章 策定にあたって整理すべき事項	2
1 市の概要	2
(1) 沿革	2
(2) 位置	2
(3) 地勢	2
(4) 人口動態	2
(5) 産業の動向	3
2 ごみ処理の現況	4
(1) ごみ処理体制	4
(2) ごみ処理の実績	8
(3) 評価と課題	12
第3章 ごみ処理基本計画の策定	14
1 計画策定のための予測	14
(1) 将来人口とごみ排出量の推計	14
(2) ごみ減量・再資源化に向けた目標値	15
(3) ごみ排出量の目標値	16
2 ごみ減量・再資源化に向けた方策	17
(1) 基本方針	17
(2) 行政、市民、事業者の役割	17
3 ごみの適正な処理に関する事項	22
(1) 収集運搬体制の効率化	22
(2) 町会等の集積所運営に対する支援	22
4 ごみ処理施設の整備に関する事項	22
5 その他のごみ処理に関し必要な事項	22
(1) 一般廃棄物処理業許可の適正化	22
(2) 平川市環境審議会	23
(3) 災害対策	23
(4) 野焼き、不法投棄対策	23

第1章 ごみ処理基本計画

1 計画改定の目的

令和3年3月に策定した「第2次平川市ごみ処理基本計画」は、循環型社会の実現に向けた各種法律を踏まえ、一般廃棄物の処理責任を負う市が長期的・総合的視野に立って、将来にわたりごみの適正な処理を行うことを目的とし、様々な施策を取り組んできました。

今回の計画改定の目的は、令和7年度末まで「平賀・碇ヶ関地域」は「弘前地区環境整備事務組合」、「尾上地域」は「黒石地区清掃施設組合」と地域によって所属する組合が異なっており、ごみ処理施設とそれに伴う分別収集方法が異なっていますが、津軽地域ごみ処理広域化により、令和8年4月から所属する組合が「弘前地区環境整備事務組合」へ統合されます。

このため、市の基本的な方針を改めて明確にすることを目的とし改定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」の規定及び「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月改定：環境省）」に基づき、本市におけるごみ（一般廃棄物）の処理に関する計画として定めるものです。

基本目標の達成状況や施策の実施状況等については、P D C Aサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Act：見直し）により、継続的な計画の点検、見直し、評価を行うとともに、策定から5年を目安として計画の改定を行います。

3 計画期間・目標年次

「第2次平川市ごみ処理基本計画」は、令和3年度から令和12年度の10年間を計画期間とし、令和12年度を計画目標年次としています。

よって、改定計画は、計画期間の後期となる令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 策定にあたって整理すべき事項

1 市の概要

(1) 沿革

明治時代の町村制施行以降、度重なる町村合併を繰り返し平成18年1月1日に「平賀町」「尾上町」「碇ヶ関村」の2町1村が合併し、「平川市」が誕生しました。

(2) 位置

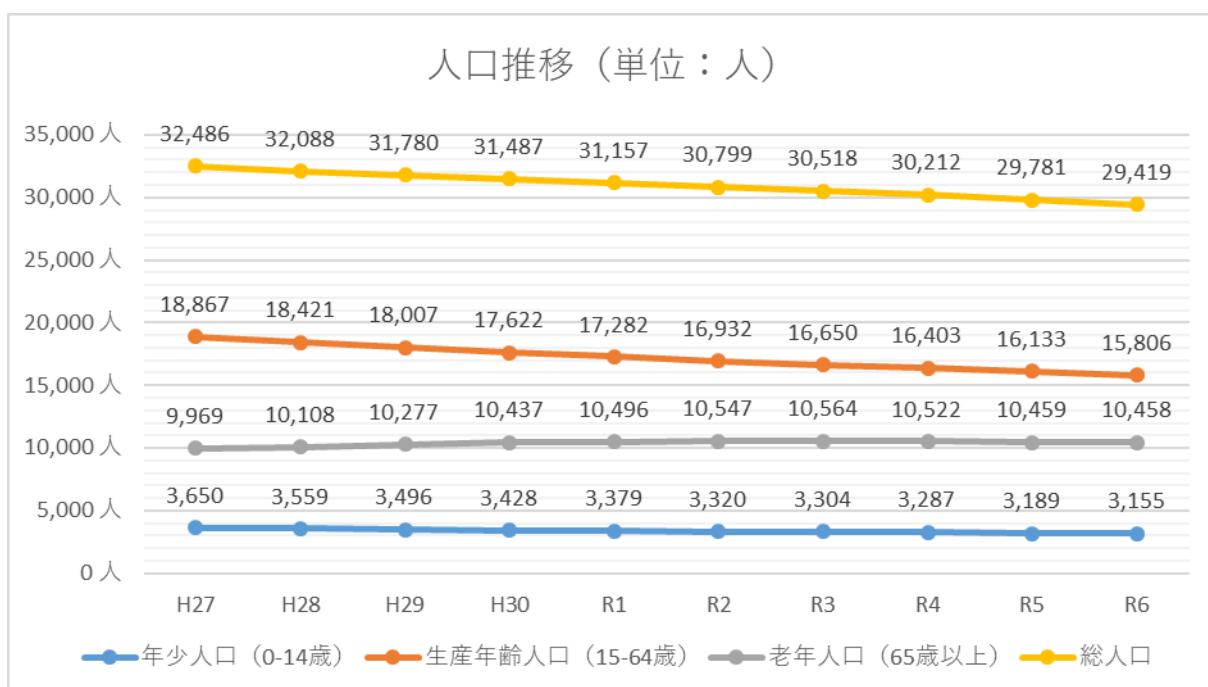
青森県南部、津軽平野の南端に位置し、東は十和田湖を境にして十和田市、秋田県小坂町、西は平川を隔てて弘前市、大鷗町と接し、北は、青森市、黒石市、田舎館村、南は秋田県に接しております、その総面積は346.01平方キロメートルを有しています。

(3) 地勢

本市の地勢は、平地、台地、山地の3種類に大別されます。津軽平野の一部で市街地が形成されており、水田地帯として利用されている平地は、肥沃な沖積土で岩木川水系の平川とその支流である浅瀬石川の2つの川の恵みを受けています。緩やかな傾斜地から台地では、主にりんご栽培が盛んに行われています。

(4) 人口動態

本市の過去10年間における人口及び人口動態について示します。人口は減少傾向にあり、近年は自然動態による減少が主な要因となっております。



(資料：住民基本台帳各年10月1日現在人口)

人口動態（単位：人）

	年度	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
自然動態	出生	207	177	174	159	166	153	168	154	150	155
	死亡	476	472	451	457	455	483	453	498	515	488
	計	▲269	▲295	▲277	▲298	▲289	▲330	▲285	▲344	▲365	▲333
社会動態	転入	693	655	671	717	693	615	724	662	607	629
	転出	802	760	694	668	752	694	645	696	655	653
	計	▲109	▲105	▲23	49	▲59	▲79	79	▲34	▲48	▲24
人口増減		▲378	▲400	▲300	▲249	▲348	▲409	▲206	▲378	▲413	▲357

(資料：住民基本台帳年報各年1月1日～12月31日)

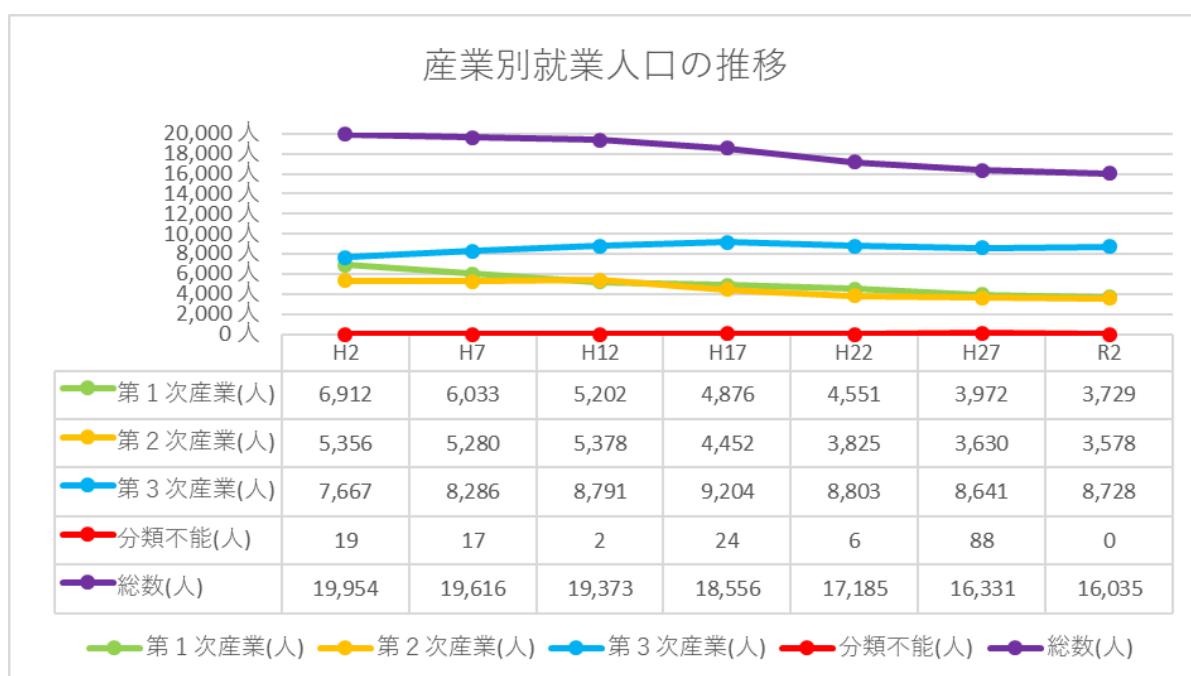
(5) 産業の動向

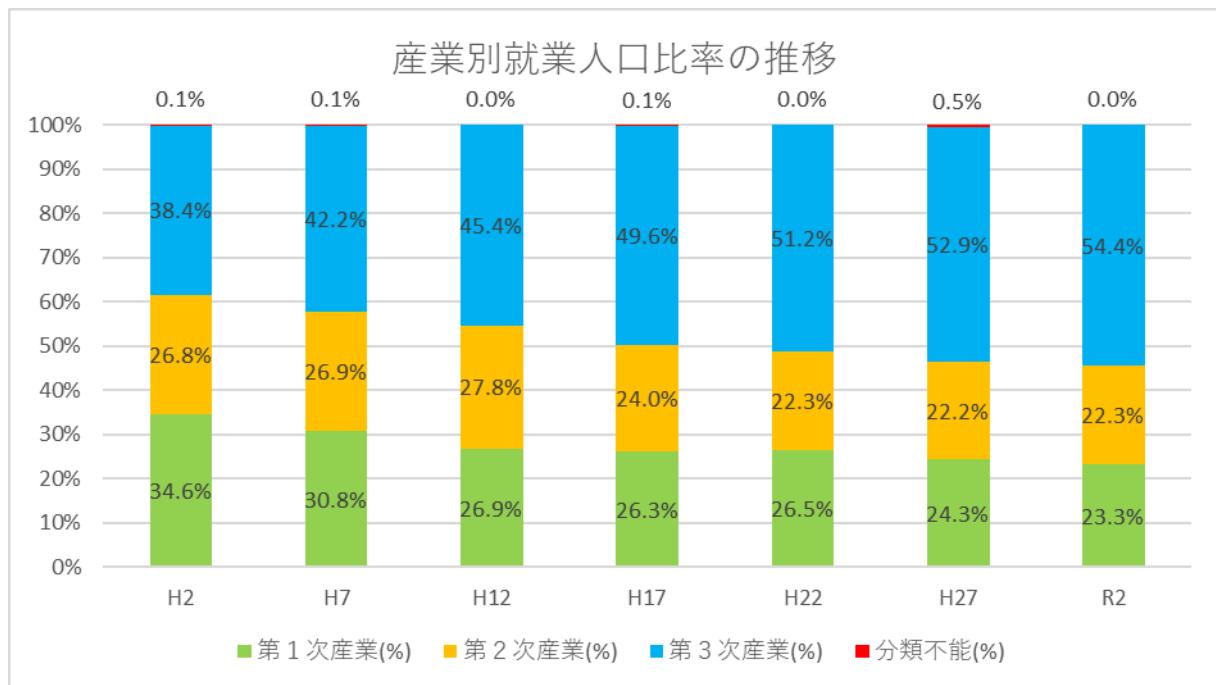
本市の産業別就業人口は、全体として減少傾向にあります。

産業別の推移を見ると、第1次産業及び第2次産業は減少傾向にある一方で、第3次産業は増加傾向にあります。

本市の基幹産業である農林業については、後継者不足や高齢化等といった問題を抱えており、生産基盤の整備や先進技術の活用による生産性の向上が求められています。

今後も、この状況は継続するものと想定されます。





(資料：第2次平川市長期総合プラン及び国勢調査)

2 ごみ処理の現況

(1) ごみ処理体制

ア 分別区分、収集・運搬方法

家庭ごみ及び資源物の収集運搬は、市から事業者へ委託をしています。

また、市ではごみの減量・資源化を目的とし、ごみ処理有料化を実施しています。

対象品目の、燃やせるごみと燃やせないごみは指定ごみ袋を、粗大ごみは粗大ごみ処理券を、購入・使用することで、ごみ処理手数料を負担していただいています。

なお、資源物については有料化をせず、無料の収集を継続します。

家庭ごみ・資源物の分別区分、排出方法、収集場所、収集頻度は次のとおりです。

家庭ごみ・資源物の分別区分等

分別区分	排出方法	収集場所	収集頻度
家庭ごみ	燃やせるごみ	指定ごみ袋	週2回
			月2回
	燃やせないごみ	ごみ集積所	
	危険ごみ	ネットバック	ごみ集積所
	有害ごみ	ケース	資源物回収ステーション、葛川支所 年末年始を除く毎日
	粗大ごみ	粗大ごみ処理券	予約制の戸別収集 月1回

資源物	びん	コンテナ	指定収集場所、資源物回収ステーション	月2回
	かん			
	ペットボトル	ネットバック		
	プラスチック資源			
	紙パック			
	ダンボール		紙ひもで十字に縛る	月1回
	新聞			
	雑誌・雑がみ			
	小型家電	ボックス	資源物回収ステーション	年末年始を除く 毎日
	衣類	透明または半透明の袋		

イ 処理方法

燃やせるごみは、弘前地区環境整備事務組合が管理・運営する弘前地区環境整備センターと南部清掃工場へ搬入後、焼却処理を行い、発生した焼却残渣を埋立処分しています。

燃やせないごみ、危険ごみ、有害ごみ、粗大ごみは、弘前地区環境整備センターへ搬入後、選別・破碎処理により、可燃物、金属に分別されます。可燃物は焼却処理を行い、発生した焼却残渣は埋立処分をしています。金属は、民間の再資源化事業者へ引き渡し資源化されています。

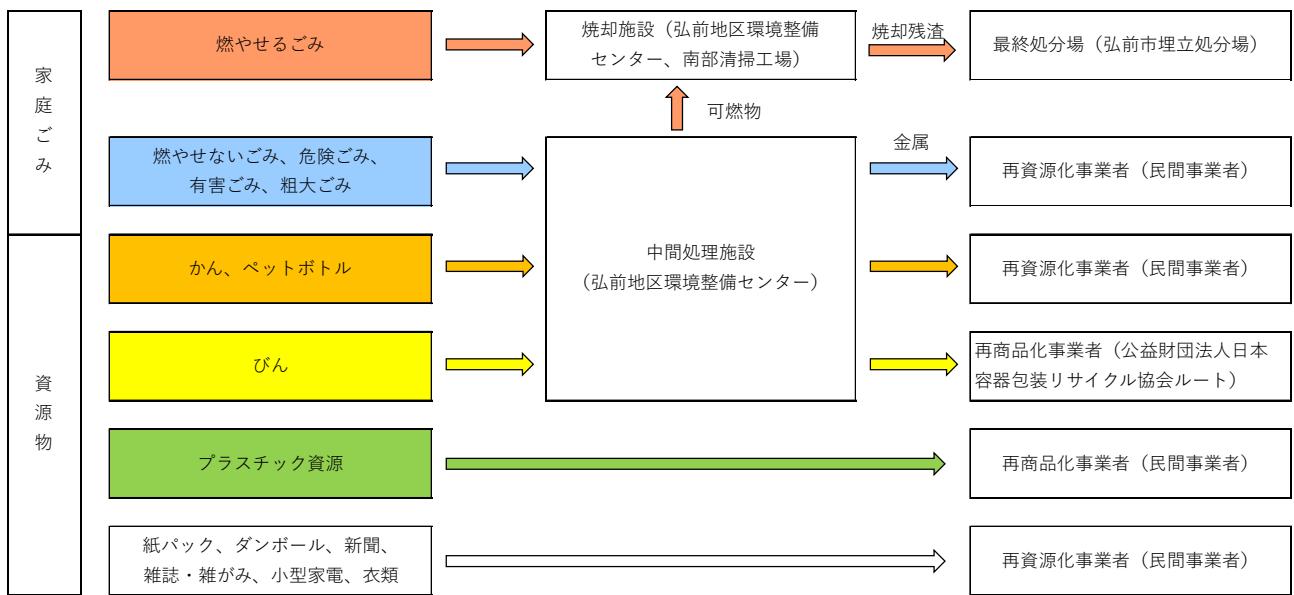
なお、焼却残渣の埋立処分は、令和3年度まで「平賀地区最終処分場」で行っていましたが、令和4年度からは弘前市が管理・運営する「弘前市埋立処分場」へ搬入・処分しています。

また、資源物のうち、プラスチック資源は、弘前地区環境整備事務組合の構成市町村で認定を受けた再商品化計画に基づき、市から民間の再商品化事業者へ引き渡し資源化されます。

びんは、弘前地区環境整備センターへ搬入後、選別・圧縮処理を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のルートにより資源化されています。

かん、ペットボトルは、弘前地区環境整備センターへ搬入後、選別・圧縮処理を行い、民間の再資源化事業者へ引き渡し資源化されています。

その他の資源物については、市から民間の再資源化事業者へ引き渡し資源化されています。



ウ 焼却施設

収集された可燃ごみは、弘前地区環境整備センターと南部清掃工場で焼却処理を行います。

焼却時に発生する熱エネルギーは、弘前地区環境整備センターでは蒸気タービンによる発電に、南部清掃工場では隣接する温水プールへの熱供給に使用する、サーマルリサイクルを行っています。

処理施設	弘前地区環境整備センター	南部清掃工場
施設外観		
所在地	弘前市町田字筒井 6-2	弘前市小金崎字川原田 5-4
処理能力	246 t / 日 (123 t / 日 × 2炉)	140 t / 日 (70 t / 日 × 2炉)
年間処理量	60,000 t	33,000 t
運転計画	1日24時間の連続運転	1日24時間の連続運転
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	全連続燃焼式ストーカ炉
供用開始	平成15年4月	平成4年4月
発電能力	3,600 kW/h	—

エ 中間処理施設

収集された燃やせないごみ、危険ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物は、弘前地区環境整備センターで中間処理を行っています。

処理施設	弘前地区環境整備センター
処理対象	危険ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（びん・かん・ペットボトル）
処理能力	93 t / 5 h
運転計画	1日5時間の運転
処理方法	破碎・選別・圧縮・梱包

オ 最終処分場

焼却処理、中間処理により発生する焼却残渣等の埋立処分を行う最終処分場は、平賀・碇ヶ関地域は令和3年度から、尾上地域については令和8年度から、弘前市が管理・運営する「弘前市埋立処分場」となっています。「弘前市埋立処分場」の概要は次のとおりです。

施設名	弘前市埋立処分場第2次施設	
	(第1区画)	(第2区画)
所在地	弘前市大字十腰内字猿沢	
総面積	138,000 m ² (全体計画)	
埋立面積	40,000 m ²	39,400 m ²
埋立容量	222,000 m ³	224,000 m ³
残余容量	2,700 m ³ (平成30年11月時点)	186,998 m ³ (令和2年11月時点)
埋立工法	セル方式	
埋立期間	平成8年6月～	平成30年6月～
水処理施設	処理水量	400 m ³ /日
	処理方式	・回転円盤法（酸化+脱窒+再ばつ氣） +凝集沈殿処理 +高度処理（砂ろ過+活性炭） +滅菌処理

（資料：「弘前市一般廃棄物処理基本計画」より抜粋）

なお、平賀・碇ヶ関地域の焼却残渣等は、市の「平賀地区最終処分場」で埋立処分を行っていましたが、令和3年度に処分を終了し、令和6年度で施設廃止となりました。

また、尾上地域については、黒石地区清掃施設組合が所管する「沖浦埋立処分場」において処分を行っていましたが、令和7年度で埋立処分が終了となります。

(2) ごみ処理の実績

ア ごみの排出量と内訳

本市の過去10年間における、家庭ごみ、事業系ごみ、集団回収量の排出量は次のとおりです。

単位 : t	H26		H27		H28		H29		
家庭系	可燃	5,163 (-)	52.8%	5,130 (▲33)	46.2%	5,019 (▲111)	46.9%	4,958 (▲61)	47.1%
	不燃	865 (-)	8.8%	897 (+32)	8.1%	845 (▲52)	7.9%	857 (+12)	8.1%
	資源	635 (-)	6.5%	696 (+61)	6.3%	722 (+26)	6.7%	733 (+11)	7.0%
	その他	0 (-)	0.0%	0 (±0)	0.0%	0 (±0)	0.0%	5 (+5)	0.0%
	粗大	57 (-)	0.6%	54 (▲3)	0.5%	55 (+1)	0.5%	65 (+10)	0.6%
	小計	6,720 (-)	68.7%	6,777 (+57)	61.0%	6,641 (▲136)	62.0%	6,618 (▲23)	62.9%
事業系	可燃	2,277 (-)	23.3%	3,476 (+1,199)	31.3%	3,316 (▲160)	31.0%	3,241 (▲75)	30.8%
	不燃	68 (-)	0.7%	78 (+10)	0.7%	64 (▲14)	0.6%	64 (±0)	0.6%
	資源	10 (-)	0.1%	27 (+17)	0.2%	28 (+1)	0.3%	18 (▲10)	0.2%
	その他	0 (-)	0.0%	0 (±0)	0.0%	0 (±0)	0.0%	0 (±0)	0.0%
	粗大	133 (-)	1.4%	209 (+76)	1.9%	158 (▲51)	1.5%	144 (▲14)	1.4%
	小計	2,488 (-)	25.4%	3,790 (+1,302)	34.1%	3,566 (▲224)	33.3%	3,467 (▲99)	32.9%
集団回収		570 (-)	5.8%	543 (▲27)	4.9%	502 (▲41)	4.7%	442 (▲60)	4.2%
合計		9,778 (-)	100.0%	11,110 (+1,332)	100.0%	10,709 (▲401)	100.0%	10,527 (▲182)	100.0%

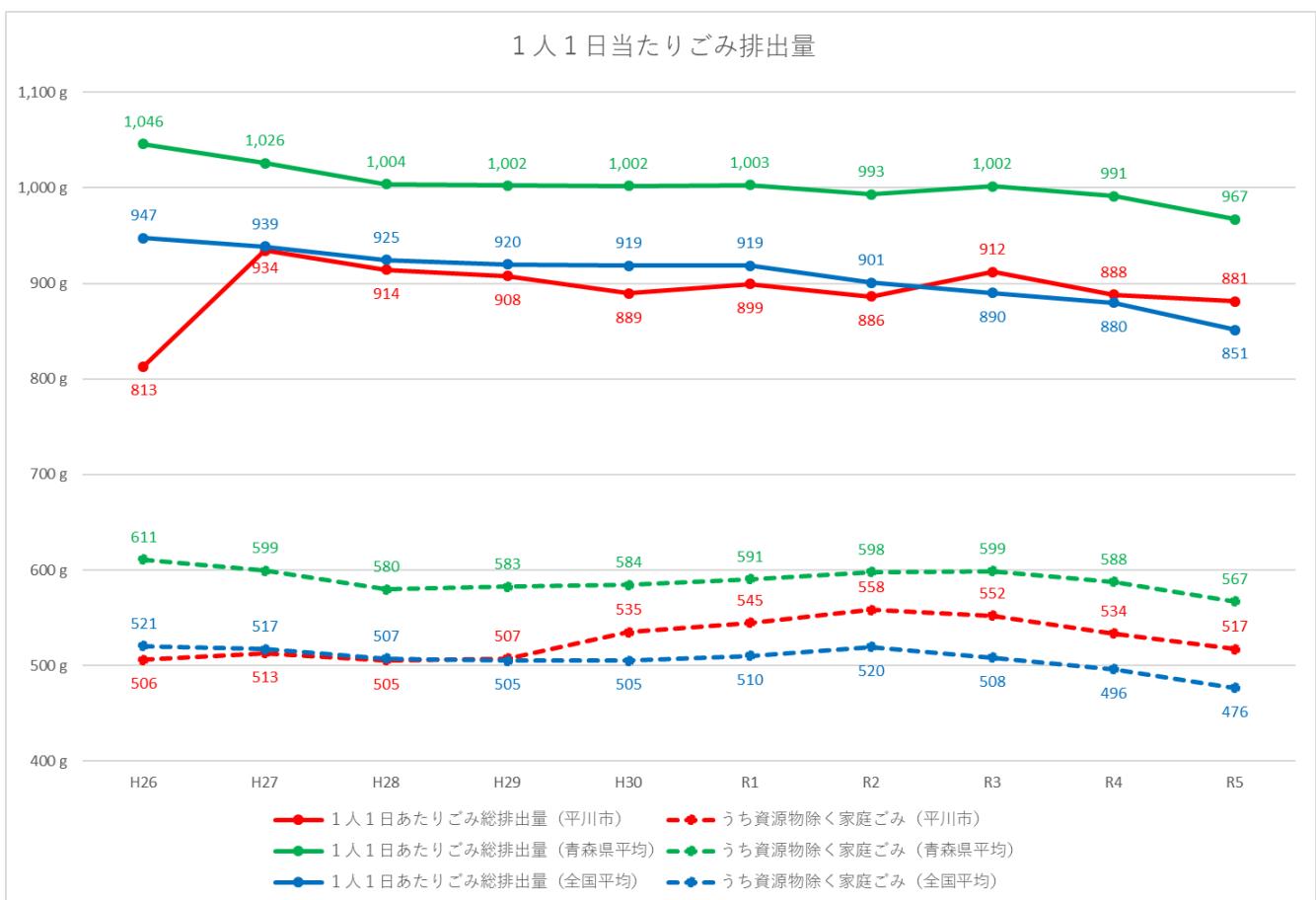
単位 : t	H30		R1		R2		R3		
家庭系	可燃	5,153 (+195)	50.4%	5,169 (+16)	50.4%	5,238 (+69)	52.6%	5,199 (▲39)	51.3%
	不燃	823 (▲34)	8.1%	830 (+7)	8.1%	806 (▲24)	8.1%	737 (▲69)	7.3%
	資源	708 (▲25)	6.9%	700 (▲8)	6.8%	731 (+31)	7.3%	763 (+32)	7.5%
	その他	16 (+11)	0.2%	11 (▲5)	0.1%	4 (▲7)	0.0%	0 (▲4)	0.0%
	粗大	159 (+94)	1.6%	184 (+25)	1.8%	227 (+43)	2.3%	196 (▲31)	1.9%
	小計	6,859 (+241)	67.1%	6,894 (+35)	67.2%	7,006 (+112)	70.3%	6,895 (▲111)	68.1%
事業系	可燃	2,837 (▲404)	27.8%	2,851 (+14)	27.8%	2,538 (▲313)	25.5%	2,792 (+254)	27.6%
	不燃	27 (▲37)	0.3%	26 (▲1)	0.3%	22 (▲4)	0.2%	15 (▲7)	0.1%
	資源	24 (+6)	0.2%	18 (▲6)	0.2%	24 (+6)	0.2%	26 (+2)	0.3%
	その他	0 (±0)	0.0%	0 (±0)	0.0%	0 (±0)	0.0%	0 (±0)	0.0%
	粗大	58 (▲86)	0.6%	86 (+28)	0.8%	91 (+5)	0.9%	130 (+39)	1.3%
	小計	2,946 (▲521)	28.8%	2,981 (+35)	29.1%	2,675 (▲306)	26.8%	2,963 (+288)	29.3%
集団回収		416 (▲26)	4.1%	382 (▲34)	3.7%	282 (▲100)	2.8%	267 (▲15)	2.6%
合計		10,221 (▲306)	100.0%	10,257 (+36)	100.0%	9,963 (▲294)	100.0%	10,125 (+162)	100.0%

単位 : t	R4		R5		
家庭系	可燃	4,990 (▲209)	50.9%	4,771 (▲219)	49.7%
	不燃	714 (▲23)	7.3%	662 (▲52)	6.9%
	資源	779 (+16)	8.0%	734 (▲45)	7.6%
	その他	0 (±0)	0.0%	0 (±0)	0.0%
	粗大	181 (▲15)	1.8%	189 (+8)	2.0%
	小計	6,664 (▲231)	68.0%	6,356 (▲308)	66.2%
事業系	可燃	2,740 (▲52)	28.0%	2,886 (+146)	30.0%
	不燃	13 (▲2)	0.1%	17 (+4)	0.2%
	資源	21 (▲5)	0.2%	7 (▲14)	0.1%
	その他	0 (±0)	0.0%	0 (±0)	0.0%
	粗大	109 (▲21)	1.1%	108 (▲1)	1.1%
	小計	2,883 (▲80)	29.4%	3,018 (+135)	31.4%
集団回収	247 (▲20)	2.5%	230 (▲17)	2.4%	
合計	9,794 (▲331)	100.0%	9,604 (▲190)	100.0%	

(資料 : 一般廃棄物処理事業実態調査)

イ 1人1日当たりごみ排出量

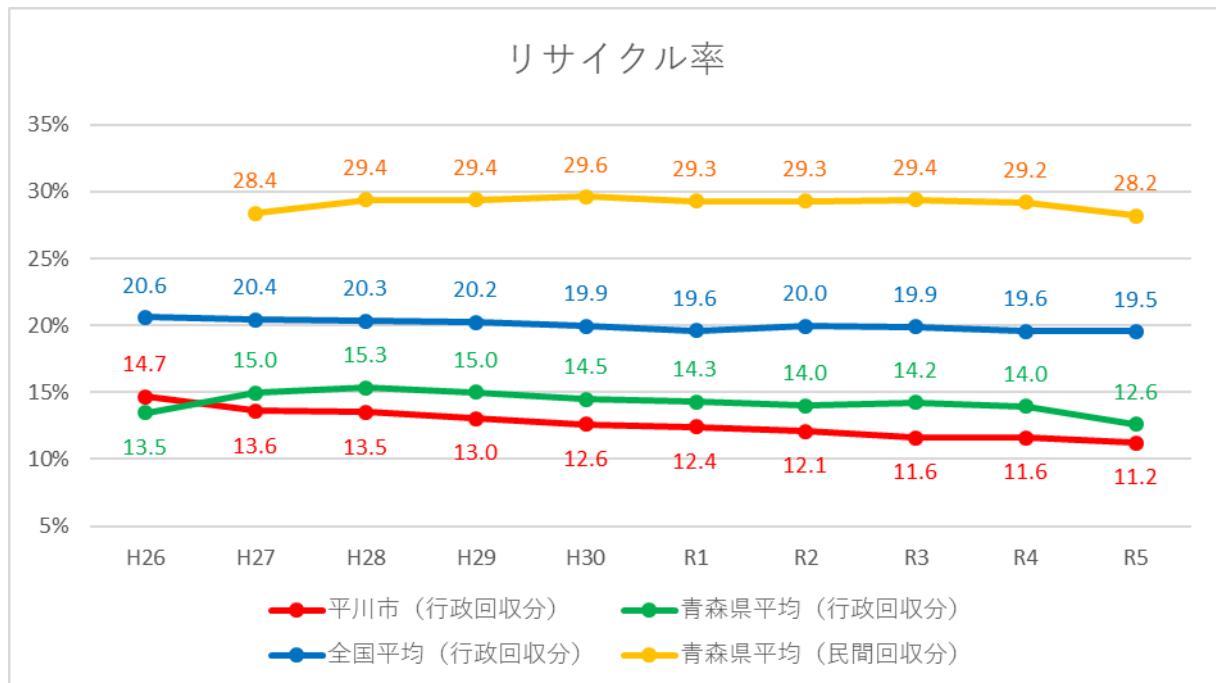
本市の過去10年間における、1人1日当たりごみ排出量は次のとおりです。
青森県平均及び全国平均についても表示しています。



(資料 : 一般廃棄物処理事業実態調査)

ウ リサイクル率

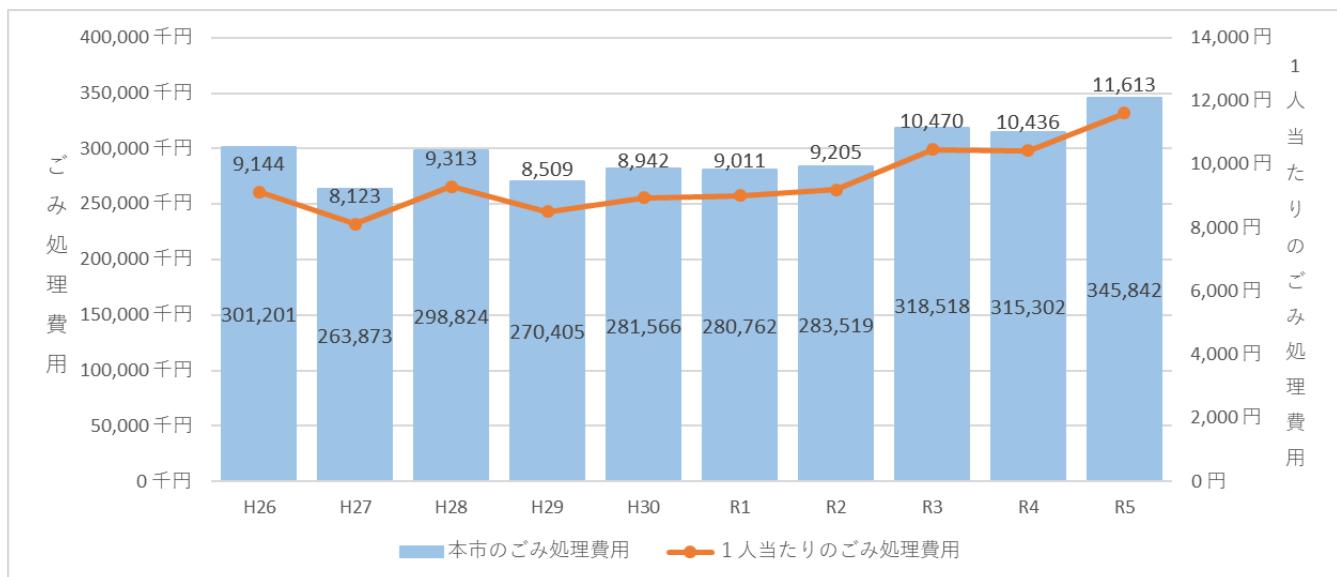
本市の過去10年間における、リサイクル率は次のとおりです。青森県平均及び全国平均についても表示しています。民間回収分とは、民間事業者が実施するスーパー・マーケットでの店頭回収等の取組が該当します。



(資料：一般廃棄物処理事業実態調査、青森県HP「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」)

エ ごみ処理費用

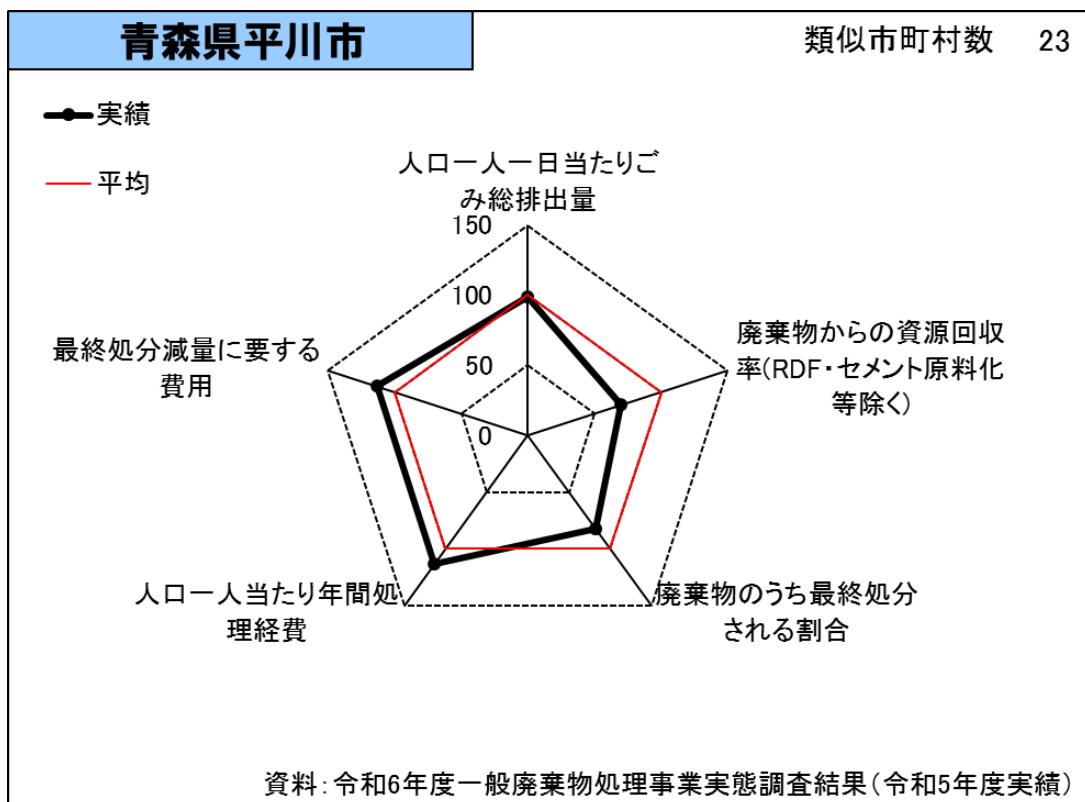
本市の過去10年間における、ごみ処理費用は次のとおり推移しており、1人当たりのごみ処理費用は増加傾向にあります。これは、人口減少に加え、物価高騰等による処理経費の増加が背景にあると考えられます。



(資料：一般廃棄物処理事業実態調査)

才 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる比較

環境省が提供する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を使用し、評価に関する標準的な指標とされる5項目について、令和6年度一般廃棄物処理事業実態調査（令和5年度実績）の結果をもとに、産業構造・人口が類似する23市町村（本市を含む）の偏差値により、本市の実績を比較・評価しました。レーダーチャートは、平均値50（赤線）に対する、本市の偏差値（黒線）を表しており、数値が大きいほど良好な状態であることを意味します。



標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
類似23市町村の平均	0.869	0.160	0.095	15,061	49,132
最大	1.100	0.275	0.227	24,946	82,363
最小	0.615	0.048	0.005	8,182	25,686
標準偏差	0.133	0.056	0.051	4,569	16,692
平川市実績	0.881	0.112	0.112	13,075	42,676
偏差値	49.1	41.4	46.7	54.3	53.9
比較	概ね平均的な水準にある。	平均を下回っており、分別徹底や資源回収体制の強化が課題と考えられる。	平均をやや下回っており、最終処分への依存度が相対的に高い傾向がある。ごみの減量・再資源化の更なる推進が必要である。	平均をやや上回り、経費面では相対的に良好な水準にある。	平均をやや上回り、収集運搬から中間処理までの減量処理に係る経費効率は相対的に良好な水準にある。

※比較対象22市町村：青森県つがる市、岩手県遠野市、岩手県八幡平市、宮城県角田市、秋田県にかほ市、山形県村山市、山形県尾花沢市、福島県田村市、茨城県行方市、茨城県鉾田市、群馬県富岡市、新潟県小千谷市、新潟県五泉市、新潟県胎内市、長野県駒ヶ根市、長野県中野市、静岡県御前崎市、静岡県菊川市、静岡県牧之原市、愛知県新城市、長崎県西海市、大分県国東市

(3) 評価と課題

ア 評価

令和2年度の本計画策定時において、「ごみ減量・再資源化に向けた目標値」と「ごみ排出量の目標値」の2項目を決定し、令和7年度の中間目標値と令和12年度最終目標値を設定しています。

直近の令和5年度実績から、中間目標を達成するには更なる改善が必要です。

ごみ減量・再資源化に向けた目標値

年度 項目	H 3 0 (基準年度)	R 5 (実績数値)	R 7 (中間年度)	R 1 2 (目標年度)
1人1日当たりの家庭ごみ排出量(資源物を除く)	535g	517 g	503g	481g
事業系ごみの排出量(資源物を除く)	2,922t	3,018 t	2,723t	2,580t
リサイクル率(行政関与分)	12.6%	11.2%	14.8%	16.3%

ごみ排出量の目標値（単位：t）

年度 種類	H 3 0 (基準年度)	R 5 (実績数値)	R 7 (中間年度)	R 1 2 (目標年度)
家庭ごみ	可燃ごみ	5,153	4,771	4,440
	不燃ごみ	823	662	709
	資源物	708	734	759
	その他	16	0	14
	粗大ごみ	159	189	137
	小計	6,859	6,356	6,059
事業系ごみ	可燃ごみ	2,837	2,886	2,654
	不燃ごみ	27	17	25
	資源物	24	7	28
	その他	0	0	0
	粗大ごみ	58	108	54
	小計	2,946	3,018	2,761
	集団回収量	416	230	447
合計	10,221	9,374	9,267	8,720

イ 課題

(ア) 1人1日当たりの家庭ごみ排出量の減量推進

1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、新型コロナ流行期の令和2年度に558gまで増加したもの、その後は減少傾向にあり、直近の令和5年度は517gとなっています。これは基準年度以降、最小の排出量です。

しかしながら、中間目標である令和7年度の503gまでは、残り14gの削減が必要です。

(イ) 事業系ごみの減量

事業系ごみの排出量は、新型コロナ流行期の令和2年度を除き、年間約2,900t～3,000tで推移しています。

今後、事業系ごみ減量化への具体的な取組みを展開するにあたっては、処理施設に搬入される事業系ごみへ組成分析調査を行い、排出される事業系ごみの分類を把握するなど基礎数値の把握が必要です。

(ウ) リサイクル率の改善

市で把握しているリサイクル率は行政回収分であり、過去10年間で減少傾向にあります。

一方、民間回収分については、青森県資源循環推進課の調査によると、例年28%以上で推移しており、民間事業者が実施するスーパーマーケットでの店頭回収等の取組が影響を与えたものと分析されています。

行政回収分のリサイクル率は、 $[資源化量合計 + 集団回収量] / [ごみ処理量 (資源物含む) + 集団回収量]$ で算出されるため、更なるごみの資源化と集団回収量の増加が重要です。

第3章 ごみ処理基本計画の策定

1 計画策定のための予測

(1) 将来人口とごみ排出量の推計

将来のごみ発生量と処理・処分量の動向を把握するため、将来人口とごみ排出量の推計を行います。

ア 将来人口の推計（単位：人）

年度	H 3 0 (基準年度)	R 5 (実績数値)	R 7 (中間年度)	R 1 2 (目標年度)
人口	31,487	29,781	28,828	27,461

(資料：第2次平川市長期総合プラン)

イ ごみ排出量の予測

家庭ごみの排出量と資源物の集団回収量は、人口とともに減少すると予測します。改定では、令和5年度実績をもとに数値の修正を行います。

また、事業系ごみの排出量は、経済活動の影響を受けるため、県の産業廃棄物排出量予測（令和12年度は令和5年度比で▲2.9%）に基づき予測します。

(単位：t)

年度 種類	H 3 0 (基準年度)	R 5 (実績数値)	R 7 (中間年度)	R 1 2 (目標年度)
家庭ごみ	可燃ごみ	5,153	4,771	4,618
	不燃ごみ	823	662	641
	資源物	708	734	711
	その他	16	0	0
	粗大ごみ	159	189	183
	小計	6,859	6,356	5,860
事業系ごみ	可燃ごみ	2,837	2,886	2,857
	不燃ごみ	27	17	17
	資源物	24	7	7
	その他	0	0	0
	粗大ごみ	58	108	107
	小計	2,946	3,018	2,988
集団回収量	416	230	223	212
合計	10,221	9,374	9,364	9,003

(2) ごみ減量・再資源化に向けた目標値

「1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源物を除く）」及び「事業系ごみの排出量（資源物を除く）」については、県の「第5次循環型社会形成推進計画【原案】（計画期間：令和8年度～令和12年度）」の目標値における改善割合を参考に、本市の目標値を設定します。

前者については、令和12年度の計画目標値を令和5年度比▲6.0%の486gとし、各年度の改善割合は▲0.9ポイントとします。

後者は、県と同様に予測排出量をそのまま目標値と設定します。令和5年度比▲2.9%の2,847tとし、各年度の改善割合は▲0.5ポイントとします。

「リサイクル率（行政関与分）」については、10ページ「③リサイクル率」のグラフからも分かるとおり、年々減少傾向にあります。その要因として、民間事業者が実施するスーパーマーケットでの店頭回収等の取組が浸透してきたことが考えられます。

本市においては、令和8年度から「プラスチック資源一括回収」を開始することにより、行政関与分のリサイクル率の改善が期待されますが、過去の実績を大きく上回る水準までの改善には至らないと見込まれます。

このため、目標年度の数値は、本市の過去10年間で最も高い数値の14.7%を設定し、各年度の改善割合は+0.5ポイントとします。

年度 項目	H30 (基準年度)	R5 (実績数値)	R7 (中間年度)	R12 (目標年度)
1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源物を除く）	535g	517g	503g	486g
事業系ごみの排出量（資源物を除く）	2,922t	3,018t	2,988t	2,931t
リサイクル率（行政関与分）	12.6%	11.2%	12.2%	14.7%

(3) ごみ排出量の目標値

目標値は、将来人口の推計等により算出した前ページ「②ごみ排出量の予測」に、「（2）ごみ減量・再資源化に向けた目標値」の設定に用いた改善割合を用いて算出しています。

(単位：t)

年度 種類	H 3 0 (基準年度)	R 5 (実績数値)	R 7 (中間年度)	R 1 2 (目標年度)
家庭ごみ	可燃ごみ	5,153	4,771	4,535
	不燃ごみ	823	662	629
	資源物	708	734	718
	その他	16	0	0
	粗大ごみ	159	189	180
	小計	6,859	6,356	6,062
事業系ごみ	可燃ごみ	2,837	2,886	2,857
	不燃ごみ	27	17	17
	資源物	24	7	7
	その他	0	0	0
	粗大ごみ	58	108	107
	小計	2,946	3,018	2,988
集団回収量	416	230	225	219
合計	10,221	9,374	9,275	8,723

2 ごみ減量・再資源化に向けた方策

(1) 基本方針

廃棄物については、かつての大量消費型社会から、ごみの排出を抑え、資源を循環利用して環境への負荷が小さい循環型社会への転換が進んでいます。

のことから、市が市民や事業者と一体となり、ごみの減量やリサイクルをさらに促進することを目的とした排出抑制の方策を進めることとします。

ア ごみの減量・リサイクルの仕組みづくり

市では市民、事業者がごみの減量・再使用・再生利用に取り組める仕組みを整えることが必要とされています。

このため、環境問題についての意識向上のため実効性のある施策を展開し、ごみ排出抑制の方策を進めることとします。

イ 自主的なごみ減量・リサイクルの促進

人口の減少により、将来のごみ排出量は減少すると想定されていますが、この減少幅を更に大きくするために、市民活動等を支援してさらなる意識の向上、意欲の継続を目指すと共に、ごみの減量・分別が習慣となることを支援します。

(2) 行政、市民、事業者の役割

ア 行政の役割

(ア)環境教育の普及啓発

町会等団体の要望に応じて、市の廃棄物行政に関する出前講座を実施しています。

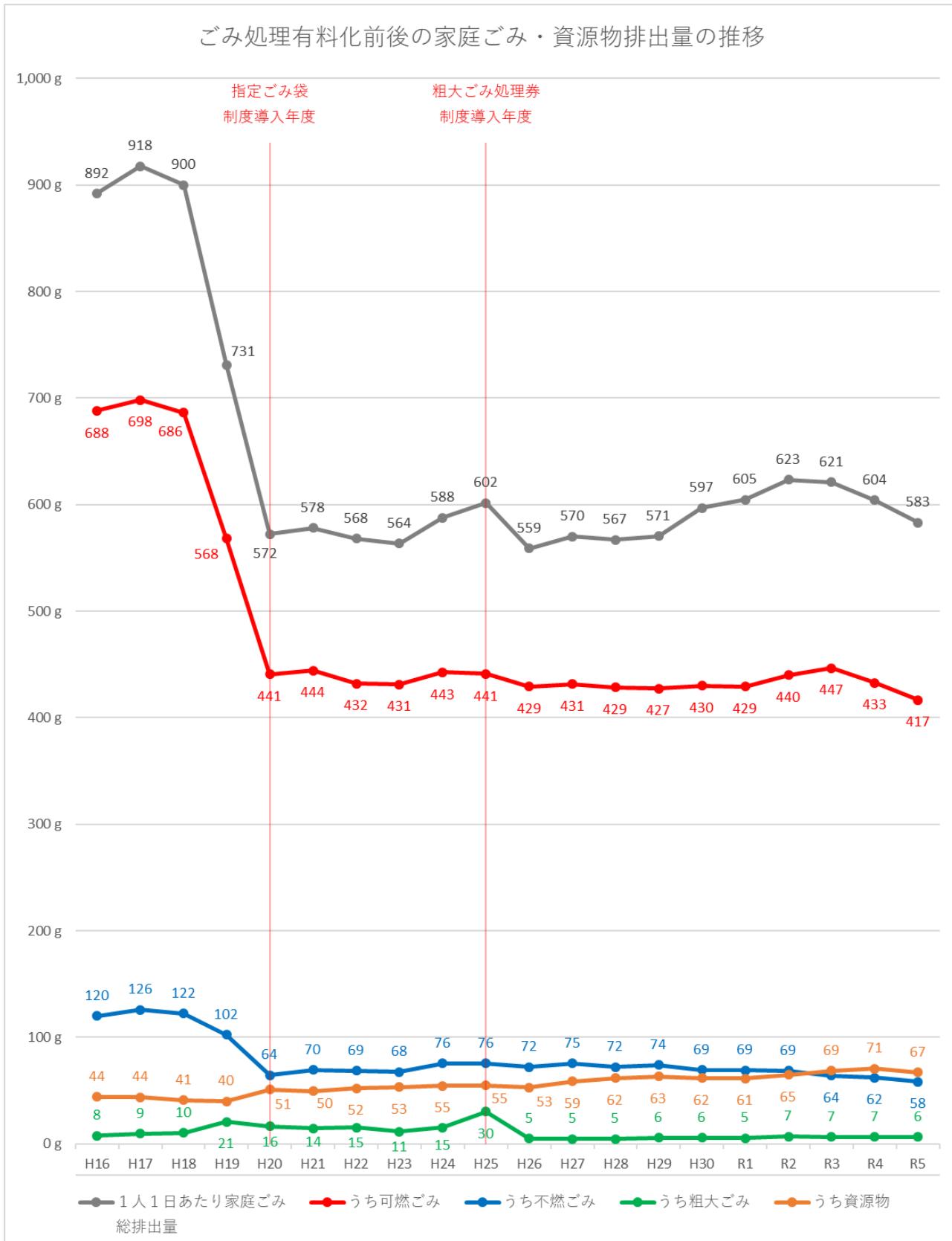
また、小学生向けの環境教育を目的として、市内小学校を対象に、毎年市が定めるテーマに基づいた環境標語の募集を行っています。優れた作品は、広報誌やホームページで紹介し、市民全体へ広く周知しています。

(イ)ごみ処理の有料化

ごみの排出量に応じた公平な費用負担、ごみの排出抑制とリサイクル推進を目的とし、指定ごみ袋および粗大ごみ処理券の導入による、ごみ処理の有料化を実施しています。

一方で、資源物については有料化をせず、無料収集としています。

有料化前後の家庭ごみ・資源物排出量の推移を表したグラフは次のページです。



(ウ)資源物の拠点回収

月2回の委託収集とは別に、市民がいつでも資源物を排出できる「資源物回収ステーション」について、市内3か所の拠点に設置し、市民の排出機会向上とリサイクル推進に努めています。詳細は次のとおりです。

設置場所	第2庁舎、尾上総合支所、碇ヶ関総合支所
利用日時	年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日 午前8時15分から午後4時45分
回収対象	市内の家庭から発生する資源物 びん、かん、ペットボトル、プラスチック資源、ダンボール、紙パック、新聞、雑誌・雑がみ、衣類、小型家電 ※家庭ごみのうち「有害ごみ（蛍光管、乾電池、充電池）」も回収しています。

(エ)集団回収の推進

資源物回収運動の推進およびごみの減量意識向上と地域住民のコミュニティ活動振興を図ることを目的として、PTA、町会、子ども会等が実施する集団回収報奨金を交付し支援します。新型コロナ流行期の令和2年度以降、活動が鈍化し、集団回収量も減少しているため、今後は報奨金の見直しを検討します。

(オ)広報誌、ガイドブック等による情報発信

ごみの減量・資源化に関する情報を広く周知します。

毎年、広報12月号には、一般廃棄物処理業実態調査における市の結果に関する記事を掲載しているほか、随時、関係する情報を発信しています。

令和2年度末に「資源とごみの出し方ガイドブック」を作成・発行しましたが、津軽地域ごみ処理広域化に伴う分別区分の変更等があったため、内容をアップデートした最新版を令和7年度末に改めて発行します。

(カ)プラスチック資源一括回収の開始

津軽地域ごみ処理広域化に伴い、令和8年度から「プラスチック製品」も分別収集対象として追加し、「プラスチック容器包装」とあわせて、「プラスチック資源」として一括回収を開始します。

「プラスチック製品」は、令和7年度までは、ごみとして処分していましたが、一括回収により資源物として分別収集することで、ごみの減量・資源化の促進が期待されます。

イ 市民の役割

(ア)生ごみ減量の促進

令和元年度に県が実施した「一般廃棄物組成分析調査」の結果では、県内の家庭から出る燃やせるごみのうち約28%が生ごみとのことです。減量促進のポイントは、“3つの「きる」”にあります。

【1つめの「きる」「食材は使いきる】

食材は必要な分だけ購入し、料理の際はできるだけ捨てる部分が少なくなるように心がけましょう。

【2つめの「きる」「作った料理は食べきる】

作りすぎないように家族の適量に合わせて作りましょう。残ってしまったら、冷凍保存やアレンジを加えて違うメニューにするなど、食べきる工夫をしてみましょう。

【3つめの「きる」「生ごみは水気をきる】

生ごみの重さのうち約8割は水分と言われており、水気を絞れば生ごみの重量を削減できます。ごみの排出量やリサイクル率の算出には、ごみの重量を指標としているため、水気をきることは大きな効果があります。

また、重量を削減できるだけでなく、生ごみを焼却処分する際のエネルギーの削減にもつながります。三角コーナーや水切りネットの活用、乾かしてから出すなどの工夫をしてみましょう。

(イ) 4 Rへの協力

4 Rとは、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の4つのRの総称です。以下に、具体例を示しました。普段の生活の中で、できることから始めてみましょう。

【リフューズ（発生抑制）“ごみを発生させないこと】

- 買い物にはエコバッグを持参し、レジ袋を断る。
- 購入した商品の不要、過剰な包装を断る。
- マイボトル、マイカトラリー（はし、フォーク、スプーン）を使い、使い捨て用品はもらわない。

【リデュース（排出抑制）“ごみを減らすこと”】

- 詰替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ。
- 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用する。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ。

【リユース（再使用）“ものをくり返し使うこと”】

- リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わったらリユース回収に出す。
- 耐久消費財は手入れや修理をしながら長く大切に使う。
- リサイクルショップやフリマサイトなどを活用する。

【リサイクル（再生利用） “ごみ分別し資源として再び利用すること”】

- 家庭ごみと資源物をきちんと分別する。
- PTA、町会、子ども会等が実施する集団回収に協力する。
- リサイクル製品を積極的に利用する。

ウ 事業者の役割

(ア) 法律の遵守

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」において、事業者（法人だけではなく、農業、理容業、飲食業等の個人事業も含む）は、その事業活動に伴って生じる「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」と「産業廃棄物」を、自らの責任において適正に処理しなければなりません。

市では、事業系ごみの収集運搬を行っていません。事業者は自ら、事業系ごみについては一般廃棄物処理業許可業者と、産業廃棄物については産業廃棄物処理業許可業者と直接契約を行い、処分をする必要があります。（事業者自身による自社運搬が可能な場合もあります）

このため、市民が家庭ごみと資源物を排出する、集積所（収集場所）や資源物回収ステーションを事業者が利用することはできません。

なお、事業系ごみのうち、事業所に勤める従業員の個人消費により発生する資源物（かん、びん、ペットボトル）については、適正な分別と洗浄をしたものに限り、弘前地区環境整備センターにおいて無料で受入れが可能です。

また、リサイクル可能な古紙類（新聞、雑誌・雑がみ、紙パック、ダンボール）については、無料で収集を行う「弘前地区オフィス町内会」を利用することができる。

※「オフィス町内会」とは、複数の事業者が協力し合い、共通の回収便を事業所間に運行するシステムです。回収した古紙は製紙会社に搬入され、リサイクルを行っています。古紙類は可燃ごみとして処理する場合は手数料が発生しますが、本システムでは無料回収が基本のため、経費削減につながります。

(イ) 4Rへの協力

【リフューズ（発生抑制） “ごみを発生させないこと”】

- 製品ができるだけ長く使えるように設計を工夫する（耐久性、メンテナンス性等）。
- できるだけ少ない材料や部品等で構成されるように設計を工夫する。
- 簡易梱包、簡易包装、詰替え容器等の利用、普及に努める。

【リデュース（排出抑制） “ごみを減らすこと”】

- 修理や点検等のアフターサービスの充実により、製品の長期使用促進に努める。
- 利用頻度の少ないものをシェアする仕組み、不用品を有効活用する仕組みをつくる。

【リユース（再使用） “ものをくり返し使うこと”】

- 本体や部品のリユースがしやすいように設計を工夫する。
- 使用済製品、部品、容器を回収して再使用する。

【リサイクル（再生利用） “ごみ分別し資源として再び利用すること”】

- 使用後にリサイクルしやすい設計に工夫する。
- リサイクル可能な素材やリサイクル原材料の使用に努める。
- 使用済自社製品の回収とリサイクルに努める。
- オフィス町内会を活用し、古紙類のリサイクルに努める。

3 ごみの適正な処理に関する事項

(1) 収集運搬体制の効率化

家庭ごみと資源物の収集運搬については、民間事業者への全面委託により実施しています。今後予想される人口減少および高齢化を踏まえ、持続可能な収集運搬体制の構築に向けた検討を進めます。

(2) 町会等の集積所運営に対する支援

収集方法について、市内全域で集積所方式を採用しています。今後も安定した収集運搬体制を確保するために、町会が設置するごみ集積所の新設・修繕に対する支援を行います。

また、ごみの減量・再資源化を目的に、町会の集積所単位で実施される、ごみの出し方や資源物の分別指導に対する支援も行います。

4 ごみ処理施設の整備に関する事項

市が管理運営していた「平賀地区最終処分場」については、令和2年度をもって埋立処分を終了し、令和6年度に施設を廃止しました。

また、津軽地域ごみ処理広域化により、ごみ処理の効率化および経費削減を目的とし、施設の集約・廃止を行ってきました。

このため、市が新たに中間処理施設や最終処分施設を整備する予定はありません。

中間処理および最終処分については、7ページに示した処理方法を継続します。

5 その他のごみ処理に関し必要な事項

(1) 一般廃棄物処理業許可の適正化

ア 一般廃棄物処理業許可制度に関する考え方

平成26年10月8日環境省通知では、許可業者に処理を行わせる場合でも、市町村が統括的な責任を有することから、一般廃棄物処理計画への位置づけを行うとともに、一般廃棄物の適正な処理が継続的かつ安定的に実施されるための許可運用の重要性が明示されています。

この通知は、平成26年1月28日の最高裁判決における次の考えに基づきます。

- 廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていないものといえる
- 一般廃棄物処理計画との適合性に係る許可要件に関する市町村の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる

イ 本市の一般廃棄物処理状況

以上を踏まえた、本市の状況は次のとおりです。

- 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量は、人口減少とともに減少傾向にあります。
- 現状の市許可業者の収集運搬能力を上回る一般廃棄物の排出量は想定できず、今後もこの状況は継続することが予測されます。
- 弘前地区環境整備事務組合が中間処理を行った後、弘前市埋立処分場で最終処分を実施しており、適正な処理体制を確保できています。

ウ 本市の新規許可に対する方針

原則として一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の新規許可は行わないこととします。

なお、「平川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」の中で、許可業者へ各年度の処理実績を市へ報告することを義務付けているため、当該実績や一般廃棄物の排出状況等をもとに、必要と認められる場合は、許可業者等の見直しを行い、適正な許可事務の運営に努めます。

(2) 平川市環境審議会

「平川市環境基本条例」に基づき、有識者で構成される平川市環境審議会（以下「審議会」。）を設置しています。廃棄物の処理及び減量等に関することについては、審議会への諮問を行い、各種施策へ反映します。

(3) 災害対策

地震、水害の災害対策として、令和3年度に「平川市災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時は計画に基づいた処理を行うこととします。

(4) 野焼き、不法投棄対策

野焼き、不法投棄については、広報紙や回覧による普及啓発を行うほか、看板や監視カメラの設置等による予防に努めます。

また、市民からの通報があった場合には、関係機関と連携し、原因者への指導を行います。

第2次平川市ごみ処理基本計画

策定年月：令和3年（2021年）3月

改定年月：令和8年（2026年）3月

発 行：平川市

〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山25番地6

TEL：0172-55-5892

FAX：0172-44-8733

ホームページ：<https://www.city.hirakawa.lg.jp>

編 集：平川市市民生活部市民課